時事新報社大阪出張所の移轉

時事新報社大阪出張所は元と大坂高麗橋通に設置しありたれども配達の便宜を圖りて本年三月梅田停車場側に移轉したるに爾後大坂府下は勿論京畿中國九州四國に掛けて本紙の發賣高は日と共に増加し關西地方の通信并に賣捌方も大に手を廣げざる可からざる事となり隨て從來の出張所家屋にては手狹を感ずるに至りたれば今度更に是迄の處より南の方一丁程の東側即ち大坂西成郡曾根崎村第二百五十番地に移轉し通信、廣告受托、賣捌方等一切の事務を擴張せり

時事新報

米國雜記　四

商賣主義の教育

高橋義雄

余嘗て日本商業教育を論じたる其中、日本の商店にて文明流の商賣法を採用せんと欲せば彼の年季奉公即ち無給雇人法を改めて月給奉公の方を撰むと同時に番頭小僧即ち店の者として月給奉公を望むものも亦豫め其向きの教育を受け算術に達し簿記と心得、商賣取引の大體に通じて文書往復に差支なき等凡そ商店の募に應ずるの資格を備へざる可らず目下日本の商業教育上、事の實際に必要あるものは此向きの人物を教授する學校なる可しと云々の主旨を述べたることありしが果して然り米國に來りて商業教育の有樣を見るに其教育法は恰も前陳の趣意に據るものにして今其教科の一斑を擧げんに第一科は學理部にして專ら商業算術の大要、簿記學の大意、商賣上の術語及び往復文書の體裁等を教授し第二科は實試部にして學理部にて教授したる所を實際に運用するを目的とし生徒自ら布帛雜穀等を賣買し或は銀行との取引を開き或は委託販賣を爲し或は保險の手續を爲し或は各國の手形を作り或は外國爲替手形を賣買する等日々の物價に應じて共間に掛引を爲し損益計算を其帳簿に記するとなり又第三科は諸會社部にして郵便鐵道保險を始め委託賣買店、不動産取扱方内外爲替賣買所等の組織を示し其取引と帳合するとを旨とし第四科は銀行部にして都鄙大小の兩銀行を置き實際通りに共事務を見習はしめ各科共に教師の講義ありて現行商法の大意を示し又商人たらんものは文筆の敏捷あるとを要すとて全科押し通して習字の業を奬勵する等にして普通の智識あるものは大抵六箇月内外を以て以上の四科を卒業するとを得るなり尚此外に別に電信并に速記法を見習ふものもあり是れは自ら電信技手たらんとするに非ざれども活潑なる商賣社會にては電信の往復頻繁なるが故に符號の儘にて之を解するを肝要ありとの主旨なりと云ふ米國の商業學校中には之より以上高尚なる學科を設けて商法經濟等をも教授するものあれども需要の最も盛なるは以上の教育法にして就學時限の短かきが爲めに多忙なる身分の者も一時を繰り合せて入學を試み先づ以て商業の一斑を知るとを得るなり特に此種の學校にては其來學者の便と謀り當初入學の際に數十弗金を納むれば其人一代の間卒業免狀を得るまでは何時校を去りて又何時來校するも別に授業料を申受けざるが故に商店の番頭、月給[illegible]て來りて修業する共際に學費の不足を[illegible]務の多[illegible]合[illegible]來學するも[illegible]かず左[illegible]中には[illegible]白米[illegible]の丈八、[illegible]の實き丁稚の長根、或は漸々しき商家の令孃或は六尺の大丈夫縉紳の知きものもありて來學者の區域自から廣くニューヨーク州の某商業學校の如き創業以來二十年前後にして入學生徒は凡そ一萬五千人に上りたりと云ふ目下合衆國中には商業學校の數少なからず此處に一萬、彼處に五千合せて之を算すれば商業學校より出身して今の實際の商業に從事するもの其幾千萬人あるを知らず商業學校の効用も此に至りて始めて著大なりと云ふ可きなり

余窃に我邦の商業社會を見るに今日は恰も商業維新の時期にして文明流の商店にては追々月給奉公法を用ひ新聞紙上に番頭募集の廣告を出すの場合とも爲る可きに就ては從來年季奉公と爲し商賣の餘暇に算盤、手習、商賣往來位を獨學したる店の者も豫め其向きの教育を受けて共募集に應ずるの覺悟なかる可らず左れども此等の人物は十分の學資を備へざるのみか片時も早く其職業を得んとする者なれば之を教育するものは成る可く修業の時を減じ成る可く教科の簡便にして且つ其要領を得ると期し又成る可く來學者の區域を廣むると謀り結局米國の商業學校と其成績を同うするの工夫こそ肝要ならん然るに今の日本の商業學校は其學科極めて高尚にして之を卒業する迄に概して五六年を費すと云ふ即ち高等教育にして斯る商業教育も或る小部分には入用ならんかなれども滔々たる天下の番頭如何にして斯る高等學校に入り繁多なる商賣社會に於ては無一錢よりミリオナーにも成り上る可き程の長時限を費すに暇あらんや蓋し商賣主義の人は人事の進退總て此主義を標準とするが故に例へば學問を爲すに當りても茲に若干の資本あり之を以て學業を修むると之を元手として直に商賣を始むると後來の損益果して如何と之を默算するを精密にして學科も高く時限も長く身分不相應の學校には先づ以て斷念するとならん左れば今日の教育上彼の速成商業學校を設けて此等商賣主義の實業家を養成するは實に當務の急に非ずや勿論世間の教育者が高等なる商業教育を必要なりと云はゞ余も亦然りと答ふるの外なしと雖ども共教育者が[illegible]り高等教育あるを知りて目前直接需要の最も廣大なる彼の速成商業教育を忘却するは余その何の意なるを知らざるなり

抑も學問に二樣あり一は之を深くするとにして一は之を廣くするとと即ち是なり例へば哲學の如きは之を深くして其蘊奥に達したる所にて始めて妙味を覺ゆるとならんと雖ども彼の商業諸學の如きは文明の商賣に從事する者をして遍く其大要を知らしむるとを期するが故に之を深くせんよりは寧ろ其播布の區域を廣くして斯學の大要を心得たる人々を多くするに若かざるなり勿論商業の學問とても深く之を學んで其大博士たるものあれば愈々以て妙なれども今の繁多なる商賣社會の人に向て學問の深きを望む可らず即ち普通商業の智識を廣く此社會に播布すると實に當務の急にして經濟學の大疑問、商法上の虎の巻は其必要の時に迫りて之を其道の學者に質問するも事の實際に妨なく將た實業社會に入りて自から其實務に當ることは多年の經驗、次第に實着ある智識を得て思慮分別の明を増す可きが故に商賣の[illegible]は誰れ彼れの區別なく廣く普通の商學を教授し之を[illegible]業上商賣の道を自得してヴワンダビルトたりワーノーガードたるは一に其人の運用に任すべしと云ふ即ち米國の商業學校が前條巳に陳述する如く其[illegible]て概ね彼の速成法を採用する所以ならん今や我商業社會は恰も更新の時期にして尋常商家も追々簿記法を採用し或は外國商人と取引する等漸く從來の商風を一掃せんとするの氣運に際したれば此氣運に乘じて所謂商家の店の者にも普通商業の教育を與へ次第に我商人の品位をも高むると肝要なる可し此際我商業社會に普通速成の學校なく商賣主義の有志家をして教育の恩澤に浴せしむると能はざらしむるは我教育上の大缺典に非ずや委細の論は他日に讓り余は今愛に大要を述べて世間教育家の注意を乞ふものなり

官報

○供試貨幣試驗　と題して去月二十九日の本欄に揭げたる項の第四行中去月三十日とあるは三月三十一日の誤りなりと昨日の官報に正誤したり

朕兌換銀行券條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿一年七月卅一日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第五十九號

明治十七年(五月)第十八號布告兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條　日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ

日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千萬圓ヲ限リ政府發行ノ公債證書大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但本項七千萬圓ノ内二千七百萬圓ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル國立銀行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外更ニ政府發行公債證書大藏省證券其他確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其發行額ニ對シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行税ヲ納ムヘシ但其割合ハ其時々大藏大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ爲メ二千二百萬圓ヲ限リ一箇年利子百分ノ二ノ割合ヲ以テ政府ニ貸付スヘキモノトス但明治卅一年以降ハ無利子タルヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第八條　日本銀行ハ兌換銀行券發行額及交換準備ニ關スル出納日表及毎週平均高表ヲ製シ之ヲ大藏大臣ヘ進達シ且毎週平均高表ハ官報ニ廣告スヘシ

勅令第五十九號參照

明治十七年五月第十八號布告兌換銀行券條例抄錄

第二條　日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ相當ノ金銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ

第八條　日本銀行ハ兌換銀行券發行ニ關シ出納日表及ヒ稽算月表ヲ作リ之ヲ大藏卿ニ報告スヘシ

○海軍省告示第三號

海軍兵學校ヲ廣嶋縣下安藝國安藝郡江田嶋ニ移ス

明治廿一年八月一日　海軍大臣伯爵西鄉從道

○摺附木商品税　浦潮港に於て露曆六月一日より商品税として摺附木千五百本に付露貨五哥の税を課する旨を報道したるが(去月十一日官報)右は全く六月一日以前に持越したる現在品に課したる税率の誤にして其六月一日以後の輸入に係るものゝ税率は該品七十五本入まで一箇に付き半哥同七十五本以上三百本入迄一箇に付き二哥なりと七月十二日付を以て在同港寺見貿易事務官より報告ありたり(外務省)

雜報

○在留禁止　と題して去月十三日の本紙上に山口縣吉敷郡上宇野令村平民五十鈴留吉の長女ハマは清國上海に在留中[illegible]ありとて在留を禁止せられたる由記載せしが同村の戶籍に[illegible]と同村戶長役場より申越されたれば同項は取消す

○露國總理大臣の物語　露國總理大臣ギール氏は同國駐在の英國公使に向つてバルガリヤの人民は來る十二